

につつましては審議會等で論議せられることだと考えております。

○**荒木正三郎君** この商船学校が高等商船学校に改められるということは差支えないと思うのですが、前の商船学校を卒業したものは、或いは多少の実習があつたかも知れませんが、それを經過すれば甲二の免許状が與えられる。ところが今度高等商船学校に變つた学校を卒業しても、果して甲二の免許状が與えられるかどうかということとは全然わからないということになるわけですね。私もいろいろ事情を聞きますと、いわゆる甲二の免許状というものは遠洋航海に必要な免許状であると思われているのです。今日この免許状がなければ殆んど船に實際乗れない、こういうような結果になる。そうすれば、前の商船学校のままであれば甲二の免許状がもらえる。併し今度高等商船学校になれば、それがもらえないということになると、それが学校に学んでいる生徒にとつては重大なる影響のある問題であると私は思うのです。そういう点にやはりこの学校を卒業したものはどういう資格があるのか、やはり学校を切替える場合にはきちんと定める必要があるのじやないかと思うのですがね、この点どうなるのでしょうか。

○**説明員（渡邊俊遠君）** 現在運輸省で教育いたしておりますのは、座学三年の実習二年半でございます、この教育は従前の教育である關係上授業実教等もつめた教育をいたし、なお休暇等

も減らした教育をいたしているわけであり。今度の新制高等学校になりまうと、おのずから教育の行きかたが変りますので、いろいろ選択教科式なども考えられます。全然行きかたが違ひますので、この新制高等学校でどの程度の教育が実施できるかという事は今後の研究に待たれることだらうと考えられます。なお新制高等学校の卒業生にどの程度の海技免許状の資格を與えるかという事については、現在海上保安庁の船舶職員法令文化専門委員会におきまして、審議中でありまして、これは今日の通常国会までには決定せられる予定であります。

○荒木正三郎君 聞くところによりますと、来年の三月末を以てこの商船学校の問題が廃校になるとか、或いはそういうふうな運命にあるという事を聞くわけですが、随つて急ぐことは急ぐと思いますが、通常国会で審議しても差支えないのじやないかという点も考えられるわけですね。私が聞いてゐるところでは、運輸省が先ほど御説明になつたように、船員教育委員会というものを設けられてゐる。そこでこの問題の審議がされてゐるということですが、まだ總會には諮られておらぬ。小委員会だけの意見としてはいろいろ意見はあつたけれども、多数を以てこういふふうになつた、併し總會にはかけられていない、十二日には總會にかけられる関係である、これは或いは總會にかけられてからでないか、いやかけられてからこの法案を提出せられても遅くはないのじやないかと思ふのですが、私もこの法案に反対してゐるという意味じやないのです。そういう事情もあるから、これは当然三月まで

に解決しなければならん問題だと思ひますけれども、臨時国会で早急にやらねばならん事情がよくわからないのですが、そういう点について御説明を願ひたいと思ひます。

○委員長(堀越儀郎君) 速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め……

○若木勝藏君 議事の進行について……今日はこの程度にして、提案の理由を聞いて打切つたらどうでしようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(堀越儀郎君) それでは本日はこの程度で打ち切つて、明日は連合委員会の散会後開会いたす予定でありますから……

○若木勝藏君 それではいいですよ。それで他に緊急の提案があるのです。この問題以外について……ちよつと速記を……

○委員長(堀越儀郎君) 速記を止めて……

〔速記中止〕

○委員長(堀越儀郎君) 速記を始め……

それは本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

出席者は左の通り。

委員長 堀越 儀郎君

理事 若木 勝藏君
木内キヤウ君

委員 川村 松助君
木村 守江君

荒木正三郎君
和田 博雄君
梅原 眞隆君
山本 勇造君
矢嶋 三義君
内藤 友明君

政府委員
文部省初等中等
教育局長 辻田 力君
説明委員

運輸省船員局教育課長 渡邊 俊道君

十二月二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国立学校設置法等の一部を改正する法律案 (案)

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

国立学校設置法等の一部を改正する法律案

第一條 国立学校設置法(昭和二十四年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第九條中

〔熊本電波高等学校熊本県を

〔熊本電波高等学校熊本県
富山商船高等学校富山県
鳥羽商船高等学校三重県
大島商船高等学校山口県
大島商船高等学校広島県
月削商船高等学校愛媛県

に改める。

附則第十三項の次に次の四項を加える。

14 第九條に規定する富山商船高等学校は富山商船学校を、鳥羽商船高等学校は鳥羽商船学校を、大島商船高等学校は大島商

船学校を、大島商船高等学校は大島商船学校を、月削商船高等学校は月削商船学校をそれぞれ包括するものとする。

15 前項の商船高等学校は、それぞれその包括する学校の課程を存置するものとし、それらの課程の履修、卒業及びそれらの課程を担当する教職員の身分等に関する事項については、なお従前の例により取り扱うものとする。この場合においては、第四項の規定を準用する。

16 第十四項の商船高等学校に包括される学校に置かれる職員の定員は、それぞれその学校を包括する商船高等学校の職員の定員に含まれるものとする。

17 昭和二十六年三月三十一日現在において、富山商船学校、鳥羽商船学校、大島商船学校、大島商船学校又は月削商船学校の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、昭和二十六年四月一日に文部大臣によつて、それぞれ同一の職務の級及び俸給の号をもつて当該学校に置かれる相当官職に任命されたものとする。

(別表第二)中

〔熊本電波高等学校 五二人を

〔熊本電波高等学校 五二人
富山商船高等学校 五五人
鳥羽商船高等学校 五五人
大島商船高等学校 五五人
大島商船高等学校 五五人
月削商船高等学校 五四人

第二條 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中

文部省 本文化財保護委員会 四二〇人
計 六四、二〇三人

うち、六二、一四七人は、国立学校の職員とする。

文部省 本文化財保護委員会 四二〇人
計 六四、二〇三人

うち、六二、一四七人は、国立学校の職員とする。

運輸省 本船員労働委員会 海難審判庁 計

うち、六二、一四七人は、国立学校の職員とする。

運輸省 本船員労働委員会 海難審判庁 計

うち、六二、一四七人は、国立学校の職員とする。

運輸省 本船員労働委員会 海難審判庁 計

第三條 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十九條中「商船学校」を削る。

第三十五條を次のように改める。
第三十六條第一項中「商船学校」を「商船高等学校」に改める。

附則
この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

十二月四日日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、都心に近代美術館および常設展覧會会場建設の請願(第二号)
- 一、六・三制学校建築費国庫補助に關する請願(第一四号)
- 一、六・三制学校建築費国庫補助繼續等に関する請願(第四三三号)
- 一、六・三制学校建築費国庫補助追加に關する請願(第五五五号)
- 一、標準教育費法制定に關する請願(第七七号)
- 一、教育委員中公選による委員の選任方法改正の請願(第一〇三三号)
- 一、教育職員免許法認定講習に要する経費の全額国庫負担に關する請願(第一一一号)
- 一、教育公務員特例法第十四條第一項改正に關する請願(第一一九号)
- 一、私立学校職員共済組合法案上程促進等に關する請願(第一七十一号)
- 一、東京水産大学校舎施設対策実施に關する請願(第一七四号)
- 一、奈良女子大学に教育学部設置の請願(第一九七号)
- 一、ジェーン台風による被害中小学校復興に關する請願(第二〇七号)
- 一、福島県立郡山盲ろう学校郡山分校移管に關する請願(第二一〇号)
- 一、東京水産大学校舎施設対策実施に關する請願(第二二二二号)

一、豪雪地小中学校除雪費国庫負担促進に關する請願(第二四五五号)
一、教育公務員特例法第十四條改正に關する請願(第三二六号)
一、福島県立郡山の無償配給等に關する陳情(第五六六号)

第二号 昭和二十五年十一月二十一日受理
都心に近代美術館および常設展覧會会場建設の請願

請願者 東京都港区麻布水坂町
一 岩佐新外五十四名
紹介議員 深川タメ君

文化国家の建設を目指すのが国の首都東京には、今なお近代美術館の設置なく、上野公園に在る展覧會場も純美術施設としては完全でなく、都民の美術に対する関心を阻害しているから、外客誘致や国内文化興隆の見地から、首都建設法の施行に際しては、是非とも都心に近代美術館と常設展覧會場を建設せられたいとの請願。

第一四号 昭和二十五年十一月二十一日受理
六・三制学校建築費国庫補助に關する請願

請願者 青森県議會議長 桜田清牙外七名
紹介議員 佐藤 尚武君 工藤 鐵男君

六・三制校舎建築に対する補助を打ち切られるとの説があるが、この補助を打ち切られることになると市町村の学校整備計画に一大頓挫をきたし、延いては六・三制度の存立に重大なる影響を與えるものであるから、是非これが継続を計られたい。また一道北部七県の如き積雪地帯にあつては屋内運動場の利

用価値はむしろ教室以上の重要性をもつもので義務制の完全実施に不可欠の設備であるが、本年度より雪中避難所を補助対象とせられたもののその補助額が極めて微量であるから、屋内運動場として高率の補助をせられたいとの請願。

第四三三号 昭和二十五年十一月二十一日受理
六・三制学校建築費国庫補助繼續等に關する請願

請願者 岐阜県多治見市議會議長 長谷川亮三
紹介議員 古池 信三君

六・三制学校の建築費は、非常な多額に上り、地方財政に大きな負担をかけるおりに、漸く国庫の補助によつて整備を續けてきたが、最近地方財政の施行により地方財源に余裕が生じたので、国庫補助の廃止が伝えられているが、義務教育は国家の責任であり、所要経費は全部国家で負担すべきものであるから、国庫補助は従来通り繼續せられたい。また現在児童一人当りの建築基準坪数は〇・七坪であるが、これは普通教室等最少限度のものであるから、教育の完全実施のために、基準坪数の拡大を考慮せられたいとの請願。

第五五号 昭和二十五年十一月二十一日受理
六・三制学校建築費国庫補助追加に關する請願

請願者 福島県安達郡針道村長 佐藤仙次外十六名
紹介議員 橋本 萬右衛門君

福島県安達郡針道村の新制中学校建設は、六・三制施行当初から著々その準備が進められているにもかかわらず、村財政の窮乏のため、その計画の一部が実現したのみで、校舎のせいまいことおよび施設の不備不完全が本村の新教育制度実施に多大の支障を與えているが、現下の村財政ではどうすることもできないから、当村の文化振興と窮乏の極にある当村財政を考慮せられ、本村に対する六・三制学校建築費国庫補助を追加せられたいとの請願。

第七七号 昭和二十五年十一月二十二日受理
標準教育費法制定に關する請願

請願者 千葉縣長生郡八積村宮原一、一七四白鳥儀平
紹介議員 加納 金助君

地方教育財政の自主性を確保し、就学の機会均等を確保するため、義務教育費の最低水準を確保する標準教育費法をすみやかに制定せられたいとの請願。

第一〇三三号 昭和二十五年十一月二十二日受理
教育委員中公選による委員の選任方法改正の請願

請願者 岐阜県多治見市議會議長 長谷川亮三
紹介議員 古池 信三君

教育委員会法に基く委員の選任は、公職選挙法により住民の一般投票に付せられるのであるが、性格よりみて教育委員の職務権限は單なる教育事務の管理および執行するのみであり重要な予算提案権はあくまで市長の有する特権であり、委員の性格上および市政の円滑なる運営を期するため、教育委員中公選による委員の選任は議會の同意を得て首長が選任するより教育委員会法の一部を改正せられたいとの請願。

第一一九号 昭和二十五年十一月二十二日受理
教育公務員特例法第十四條第一項改正に關する請願

請願者 福岡県糟屋郡古賀町久保町立療養所福壽園内町田春雄外七十四名
紹介議員 吉田 法晴君

現行の教育公務員特例法によれば、教育公務員の結核療養期間は二箇年とし、給與の金額支給が認められているが、結核は特異の疾病であつて入院治療は最少限三箇年を必要とし、家庭療養の場合にはそれ以上の長期療養が必要である。その上結核は教職員特有の病氣であるが戦後の新教育実施のため、物心両面の悪条件下にある現下の教職員の療養生活を完全にするため、現行二年の休職期間を三箇年に延長し、給與全額を支給するより教育公務員特例法第十四條第一項を改正せられたいと

の請願。

第一七四号 昭和二十五年十一月二十四日受理

私立学校職員共済組合法案上程促進等に関する請願

請願者 大阪市浪速区日本橋三丁目大阪教職員組合内 野原寛

紹介議員 荒木正三郎君

私立学校における教職員の給與は、公立学校教職員に比して二割ないし三割低く、福利厚生施設も何等見るべきものなく、極めて悲惨な生活状況にある。しかるに最近私立学校教職員共済組合法案の上程が伝えられているのは、私立学校教職員にとつて極めて喜ばしいことであるから、同法案の上程をすみやかに実現せられたいとの請願。

第一七四号 昭和二十五年十一月二十四日受理

東京水産大学校舎施設対策実施に関する請願

請願者 東京都世田谷区世田谷一ノ六五日本水産会長 鍋島應道外二十名

紹介議員 木下 辰雄君 加納 金助君

東京水産大学は、水産講習所として、明治二十三年以来六十年の永きにわたつて水産界に貢献して来たが、昭和二十二年十二月東京都江東区深川越中島町の校舎を連合軍に接収されその後昭和二十三年四月漸く神奈川県横須賀市久里浜に移転し、大学としての整備充実を著々と進めていた。ところが昭和二十五年八月再び同校舎の大部分が国警予備隊庁舎として接収されたので、

従前通りの水産教育を継続することは到底不可能な状態に陥つてゐるから同大学校舎施設に対しすみやかに適切な処置を講ぜられたいとの請願。

第一九七号 昭和二十五年十一月二十四日受理

奈良女子大学に教育学部設置の請願

請願者 奈良市菩提町奈良農商工会議所会頭 越智岩 太郎外十七名

紹介議員 新谷寅三郎君 堀越 儀郎君 高橋 道男君

奈良女子高等師範学校は、先般の学制改革に伴ひ女子単独の国立大学として発足したのであるが、同大学設置当時、諸般の事情から教育学部はもとより教育学科および教職課程を欠いてゐるため同大学在学中高等学校および中学校の教員免許状を得ることを希望するもの九割以上に達し、また高等学校および中学校側も女子教員を要望する声が強いかかわらず同大学独自の力で教育者を養成することが不可能となつてゐるから、すみやかに同大学に教育学部を設置せられたいとの請願。

第二〇七号 昭和二十五年十一月二十四日受理

ジェーン台風による被害中小学校復興に関する請願

請願者 大阪府布敷市教育部内 大阪府教育長並教育部課長協議会内 奥井良三外十三名

紹介議員 左藤 義詮君

去る九月三日近畿地方を襲来したジェーン台風は、大阪府下一円に猛威を振い、学校関係に及ぼした被害は十九億

円を突破する惨状を呈した。しかるに同地方は昭和九年にも風水害による災害を繰り返したおり、三度の悲惨な繰り返さないために、大阪府の立地條件の特殊性、学校施設の維持保全等を考慮して(一)学校施設の復旧建築はもと論今後の建築はすべて鉄筋化するこ(二)公共事業としての坪単価を四万円程度に引上げ、補助金起債を増額すること、(三)大阪府下都市の昭和二十五年年度の認定を変更して鉄筋建築とすること等必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第二一〇号 昭和二十五年十一月二十四日受理

福島県立郡山南高等学校分校移管に関する請願

請願者 福島県郡山市池ノ台福島南高等学校郡山分校後援会内 小池喜代美 外十名

紹介議員 橋本重右衛門君

福島県立郡山南高等学校分校は、明治二十八年に建築された旧郡山税務署を増改築して使用しているが、五十七年前の建物であるのと官庁としての建物であるため校舎としては不便であるから、新築移転した旧郡山保健所とを郡山分校に移転せられるよう処置せられたいとの請願。

第二二二号 昭和二十五年十一月十五日受理

東京水産大学校舎施設対策実施に関する請願

請願者 神奈川県横須賀市久里浜東京水産大学自治委員会内 武元幹也 木内キヤウ君

紹介議員

この請願の趣旨は、第一七四号と同じである。

第二四五号 昭和二十五年十一月十五日受理

豪雪地中小学校除雪費国庫負担促進に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡石打村 大字大沢四五 星野幸一外十三名

紹介議員 柏木 康治君

豪雪地帯における雪害の額は極めて大きく大に上り、冬季間における通学児童の防寒具費用および官公庁および個人住宅ならびに道路の除雪に要する労力と経費は実に大きく、無雪地方において想像できない大きな負担となつてゐる。しかるにさらに多額の校舎の除雪費を負担することは、同地方の父兄の耐えられない処であるから、豪雪地小中学校の除雪費は国庫負担とせられたいとの請願。

第三二六号 昭和二十五年十一月十五日受理

教育公務員特例法第十四條改正に関する請願(七通)

請願者 青森県東郡瀬田村浪館秋元博善外三万五千四百三十八名

紹介議員 工藤 鉄男君 荒木正三郎君 高田なほ子君 松原 一彦君 佐藤 尚武君 村上 義一君 矢嶋 三義君 波多野 鼎君

現在教職員の給與、恩率は、他の職業より高く、更に増加の一途をたどつており教育尊重の文化国家にとつて重大問題であるばかりでなく発育盛りの学生、生徒に及ぼす影響も甚大であり保

健上からも憂慮にたえないから、教職員の結核対策を強化し、教育公務員特別法第十四條を「現職三年療養」に改正せられたいとの請願。

第五六号 昭和二十五年十一月二十五日受理

視覚教材教具の無償配給等に関する陳情

陳情者 東京都港区南山小学校 内 高萩龍太郎外五百二十六名

新教育の実施以来視覚教育が非常に重視され、その活用が要望されてゐるが、これに要する教材教具の数は極めて乏しく、またこれらの生産について何等の保護助成が講ぜられていないため、折角の新教育も現実には効果を上げていない実情であるから、(一)教科書無償配給の趣旨に従ひ、視覚教材教具を無償配給すること、(二)教育映画、教育幻燈制作資材を免税とすること、(三)教育映画映写の際入場税を免除すること等の対策を講ぜられたいとの陳情。

十二月五日日本委員会に左の事件を付記された。

一、公民館運動の促進に関する請願(第三三六号)

一、学校教育法、私立学校法両法中の一の部改正に関する請願(第三五二号)

一、標準教育費法制定に関する請願(第四三四号)

一、六・三制校舎整備費国庫補助継続等に関する請願(第四三六号)

一、世持神社再建に関する請願(第四三八号)

一、教職員の待遇改善に関する請願
(第四四六号)

第三三六号 昭和二十五年十一月二
十八日受理

公民館運動の促進に関する請願

請願者 高知県幡多郡中村町
中村町自治振興会内
本田悦造

紹介議員 野瀬 勝君 加藤シヅ
エ君 山下 義信君

公民館の普及活用は、社会教育上極めて重要な役割を持つてゐるが、関係法令が不備のため、その活用がいちじるしくはばまれてゐるから、公民館運動を促進するため、(一)社会教育法第二十五條の一部を修正すること、(二)建築規程施行令第三百三十七條を改正すること等必要な処置を採らねばならぬとの請願。

第三五二号 昭和二十五年十一月二
十八日受理

学校教育法、私立学校法両法中の一部改正に関する請願

請願者 東京都新宿区内藤町一
都立新宿高等学校夜間
課程内 全国高等学校
夜間教育協会内鈴木佐
市

紹介議員 愛知 揆一君

夜間教育の特質を發揮し、かつその顯著な進展を期するためには、学校教育法および私立学校法の一部を改正することが必要であるから、学校教育法第十四條第一項、第二項、第四十六條但書、第五十條、私立学校法第五條第一項を改正せられたいとの請願。

第四三四号 昭和二十五年十一月二

第七部 文部委員会會議録第四号

昭和二十五年十二月六日【参議院】

標準教育費法制定に関する請願

請願者 福岡県小倉市宮野小学
校内 千原千司外八百
七十六名

紹介議員 小松 正雄君

民主化の徹底を図り、文化的平和国家を建設するためには、国民教育をいかに外にないから、義務教育に確固たる財政的裏付けを與えるため、標準義務教育法をすみやかに制定せられたいとの請願。

十八日受理

第四三六号 昭和二十五年十一月二
十八日受理

六・三制校舎整備費国库補助継続等に関する請願

請願者 福岡県小倉市宮野小学
校内 千原千司外五百
三十六名

紹介議員 小松 正雄君

新教育制度の発足以来、新制中学校教育は、小学校教育の犠牲の上に実施されてきたが、もし本年度以降の新教育国库補助金が打ち切れ、あるいは減額されることになると、建設途上にある中学校教育はもと論、小学校教育さえも半身不随の状態に陥れ、義務教育の確立は永遠に不可能となるから、六・三制校舎整備費国库補助金を継続支出するはもとより昭和二十五年不足分百億円を予算に追加計上するよう緊急措置を講ぜられたいとの請願。

第四三八号 昭和二十五年十一月二
十八日受理

世持神社再建に関する請願

請願者 東京都墨田区隅田町四
丁目一四一 奥間徳一
紹介議員 島 清君

甘しよは、三百五十年前の慶長十年沖繩入野国總管によつて支那から伝わつたものであるが、日本における幾多の飢饉を救い、とりわけ今次大戦以後の食糧危機突破に重要な役割を果してきた。しかるに甘しよの伝來者を野国總管をまつる沖繩那覇市所在の世持神社は、戦災を受けたまま復興できずに現在に至つてゐるから、世持神社の再建に關して日本政府において特別の配慮をせられたいとの請願。

第四四六号 昭和二十五年十一月二
十八日受理

教職員の待遇改善に関する請願

請願者 千葉県君津郡龜山村草
川原四六四 島海謹一
外二万四千二百二十八
名

紹介議員 加納 金助君

現在教職員の實質的待遇は、その重責と職務に比してあまりにも低いもので、教員の物心両面の不安が大きいから、教職員の生活の不安を除き職務に専念せしめるため、(一)地方にまで及ぶように教職員の實質給與を大幅に引上げる、(二)教育財政を確立すること、(三)教育費の地方負担は当分実施しないこと、等の措置を採られたいとの請願。

昭和二十五年十二月十九日印刷

昭和二十五年十二月二十日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所